

事務連絡
令和7年3月31日

各

都道府県
市町村
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課
厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課

麻しん及び風しんの定期の予防接種に係る対応における留意事項について

令和7年度以降の麻しん及び風しんの定期の予防接種に係る対応については、「麻しん及び風しんの定期の予防接種に係る対応について」（令和7年3月11日付け健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課事務連絡。以下「3月11日付け事務連絡」という。）及び「風しん第5期に係る対応について」（令和7年3月13日付け健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課・感染症対策課連名事務連絡）において、接種対象期間内に接種を受けられないと見込まれる者の取扱い等についてお示ししたところです。

今般の特例の実施に当たり、下記の通り留意事項等をお示ししますので、適切な対応を講じていただくとともに、管下の医療機関に対して周知をお願いいたします。

記

1. 特例の具体的な事務について

今般の特例の対象者については、3月11日付け事務連絡でお示したところですが、対象者の確認に当たっては、予防接種法施行令（（昭和23年政令第197号）第3条第2項及び予防接種法施行規則（昭和33年厚生省令第27号）第2条の8第4号の規定に基づき、市町村において判断することとなります。

「予防接種法第5条第1項の規定による予防接種の実施について」（平成25年3月30日付け健発0330第2号厚生労働省健康局長通知）の別添「定期接種実施要領」（以下「定期接種実施要領」という。）第1の19(4)においては、市町村は、特別の事情があることによりやむを得ず定期接種を受けることができなかつたかどうかについて、「被接種者が疾病にかかっていたことや、やむを得ず定期接種を受けることができなかつたと判断した理由等を記載した医師の診断書や当該者の接種歴等により総合的に判断すること」とされています。

他方で、今般の特例については、被接種者の個別の事情により、やむを得ず定期接種を受けることができなかつたことを理由とするものではないことから、被接種者による申請書や理由書の提出等を不要とすることなど、柔軟に取り扱って差し支えないこととします。

なお、被接種者による申請書の提出等を不要とした場合は、市町村で特例の対象者かどうかを確認していないことから、接種に当たっては、医療機関において、年齢及び接種歴から、特例の対象者に該当することを確認の上、接種を行うこととなりますので、十分に留意をお願いいたします。

2. 厚生労働省への報告について

今般の特例により、規定の接種時期を超えて接種を行った場合において、定期接種実施要領第1の 20(5)に基づく厚生労働省への報告については、1件ごとの報告は不要であり、年度ごとに接種件数及び人数をまとめて、都道府県を通じて翌年度の6月 30 日まで(令和7年度分については令和8年6月 30 日、令和8年度分については令和9年6月 30 日まで)に、別紙1の様式を用いて、以下の宛先まで報告いただくようお願いします。

【報告先】

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課

Email: yoboseshu@mhlw.go.jp

3. その他

今般の特例に関して複数の自治体からお寄せいただいた質疑に対する疑義解釈を別添2のとおり作成いたしましたので、これを御了知の上、適切に運用をいただくようお願いします。

以上